

沖縄県立芸術大学大学院音楽芸術研究科外国人学生規程

令和4年3月4日
沖芸大規程第65号

第1条 沖縄県立芸術大学大学院学則（令和3年沖芸大規則第2号。以下「大学院学則」という。）第56条による外国人学生のうち音楽芸術研究科（以下「研究科」という。）に属する者の取り扱いは、この規程の定めるところによる。

第2条 この規程で「外国人学生」とは、国、地方公共団体若しくは他の教育機関から委託された外国人又は本大学院において教育を受ける目的で入国し、本大学院に入学を許可された外国人をいう。

第3条 外国人学生は、研究科における教授及び研究に支障のない場合に限り選考のうえ入学を許可する。

2 研究室（音楽芸術研究科履修規程に定める研究室をいう。）1室あたり外国人学生は、原則として1人以内とする。

第4条 外国人学生の総数は、若干名とする。

2 外国人学生の修学年限は、2年とする。ただし4年を超えることができない。

3 外国人学生の入学の時期は、年度の始めとする。

4 外国人学生の入学志願資格は、次の2つの条件を満たした者とする。

- (1) 学習に足る日本語の理解と表現能力を有する者
- (2) 大学院学則第15条（入学資格）に定める者

5 外国人学生の入学選考は、実技又は学科及び面接の入学試験によるものとする。

6 外国人学生として入学を志願する者は、学生募集要項に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 日本語の能力を証明する書類
- (2) 学費・生活費の負担能力を証明する書類
- (3) 旅券の写し又は在留カード（旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書を含む。）両面の写し
- (4) その他本研究科が必要と認める書類

第5条 外国人学生が修士課程を修了したときは、学位を授与する。

第6条 外国人学生の授業料、入学考查料及び入学料の額は、公立大学法人沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する規程（沖芸大規程第36号）に定める額とする。

第7条 この規程に定めるもののほか、大学院学則を準用し、外国人学生に問題が生じたときは学生委員会において協議する。

附 則（令和4年3月4日学長決裁）

この規程は、令和4年3月4日に施行し、令和3年4月1日から適用する。